

甲斐市立双葉西小学校運営協議会要綱

平成24年4月

第1条（名称）

本会は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく学校運営協議会で、名称は甲斐市立双葉西小学校運営協議会と称する（以下「協議会」という）

第2条（目的）

この要綱は「甲斐市教育委員会規則第3号 学校運営協議会規則第19条」に則り、本校の協議会における活動に必要な事項を定めるものとする。協議会は地域住民および保護者等（以下地域住民等）の学校運営への参画等を進め、学校と地域住民等との「ともに学びともに育つ」信頼関係を深めことにより、知・徳・体の調和のとれた「双葉に育ち、双葉を育てる児童の育成」を目指すものである。

第3条（趣旨）

本会は本校の教育活動について承認し（甲斐市学校運営協議会規則第4条第1項）運営及び職員の任用に関する事項について校長の求めに応じ意見を述べる。（同第5条第1項および第2項）。さらに学校運営について地域住民の理解・協力・参画を促進し（同第2条）、情報の発信に努める。（第18条第2項）

第4条（会長及び副会長・事務局）

- 1 会長及び副会長については、甲斐市運営協議会規則第11条に則り行う。
- 2 事務局として協議会委員2名（教職員1名を含む）を置き、議事の記録、会の案内、企画推進のための連絡・調整、情報発信を行う
- 3 会長は必要に応じ、役員会（会長・副会長・校長・事務局）および学校支援会議（第5条）代表者会を開催できる。

第5条（学校支援地域会議（以下地域会議）の設置、代表者（コーディネーター）の選任）

- 1 学校運営協議会の補助機関（実行組織）として地域会議をおき、以下の部会を置く

（1）学習支援部会

ア 地域人材の専門的な知識を授業に活用し、学習への興味・関心・意欲を高め、もって学力の向上を目指す。

イ グストティーチャーの招聘や教科の補習などを通して道徳・食育・環境・人権・平和などを含む教科等指導の支援を行う。

（2）体験活動支援部会

ア 地域における体験活動（地域にある文化を継承し有形無形の文化を学ぶ）を通して双葉地域を知ると共に、双葉地域の一員としての社会的資質を高める。

イ 体験型学習（手話・点字などの奉仕体験活動、動植物の飼育栽培活動、職場体験活動、地域探険等）への支援および、地域行事（地域の文化的行事や地域スポーツ活動・歴史探訪活動）への参加協力を求め発信していく。

(3) 安全支援部会

ア 児童の登下校時の声かけ挨拶運動や、防犯見守りウォーキング、交通安全指導に取り組む

イ 不審者対応に協力する（学校から連絡を受け、下校時に見守り活動を行う）

(4) 子育て支援部会

ア 授業参観時の保育（未満児）協力により、親が安心して授業を参観したり、学年部会に参加出来たりする体制づくりを行う。

イ 子育て相談会や学習会（子育ての情報交換の場）を企画実施し、地域の子どもは地域で育てるといふ地域の教育力連携と向上を目指す

(5) 環境整備部会

ア 学校内外の環境美化に努めると共に、奉仕の精神を高め、他者に対する思いやりの心を育てる

イ 地域と学校が一体となった省資源（アルミ缶・ボトルキャップ・割り箸等の回収）や花いっぱい（緑のカーテン・朝顔）のための活動に取り組む

2 各部会ごと1名の代表と1～2名の副代表をそれぞれ互選により選出する。

3 地域会議代表者（コーディネーター）は各部会代表者の中から互選により選出する。

なお、選任に当たっては運営協議会の承認は必要としない。

4 学校運営協議会委員との併任を妨げない

5 地域会議は原則として毎年1回、3月に行う。

第6条（委員の活動内容）

1 協議会委員は年間を通じて地域・家庭・学校の情報収集を行い課題や成果について分析をし、明らかにする

2 アドバイザーとして地域会議に参加し、協力を行う。

第7条（地域住民等への説明）

協議会委員はPTA 総会および地域会議や、協議会便り、学校便り等を通して、学校や児童の様子並びに協議会の活動等について知らせる

第8条（評価）

協議会は年1回以上学校評価を行い、結果について保護者や地域住民に報告する。（甲斐市運営協議会規則第18条第1項）

附則

この規則は平成24年4月1日から施行する。